令和８年度自動車騒音常時監視調査業務仕様書

1　業務の目的

騒音規制法第 18 条に基づき、県内主要幹線道路(市の区域を除く)について自動車騒音の測定等を行うことにより、当該地域の環境基準の達成状況等を把握し、交通環境における騒音防止対策の基礎資料とする。

2　委託業務の名称

令和８年度自動車騒音常時監視調査業務

3　委託期間

契約締結日～令和 9 年 3 月 31 日（水）

4　準拠する法令等

本業務は、この仕様書によるほか、下記の関係法令等に基づいて行うものとする。

(1) 環境基本法(平成 5 年 11 月 19 日 法律第 91 号)
(2) 騒音規制法(昭和 43 年 6 月 10 日 法律第 98 号)
(3) 騒音に係る環境基準(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示 64 号)
(4) 騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について(平成 23 年 9 月 14 日 環水大自発第 110914001 号)
(5) 騒音に係る環境基準の評価マニュアル(平成 27 年 10 月環境省)
(6) その他関係法令等

5　委託業務の内容及び実施方法

本業務において、大分県(以下「甲」という。)は、受託者(以下「乙」という。)に自動車騒音の常時監視業務を委託する。

(1) 基本的事項

ア　業務の構成

本業務は、自動車騒音常時監視実施計画の見直し業務、監視地域に関する基礎調査業務、自動車騒音の状況の把握業務、環境基準の達成状況の評価業務から成る。

イ　準拠するマニュアル等

本業務は、「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」(環水大自発第 110914001 号 平成 23 年 9 月 14 日 環境省)に基づいて実施する。

ウ　使用する面的評価システム

面的評価は、令和 8 年度に甲がアップデートした面的評価支援システム(環境

省)(以下「システム」という。)を使用する。

(2) 内容及び具体的事項

ア　「自動車騒音常時監視の実施計画書」の見直し

「自動車騒音常時監視の実施計画書」について、令和9年度から令和14年度まで6か年の実施計画を、令和3年度道路交通センサス調査結果に基づき必要に応じて見直す。なお、本年度の評価対象道路は、別表「令和8年度自動車騒音常時監視調査業務実施計画」に示す当該年度の区間とする。

イ　システム内のデータ照査

過年度に整備済みの区間について、令和3年度道路交通センサス調査結果に基づき、システム内のデータの照査を行う。

ウ　監視地域に関する基礎調査

監視地域の土地利用状況の把握、道路の構造等の把握、道路交通情勢の把握を行う。

なお、道路の構造等の把握に関する調査に当たっては、評価対象道路を踏査し、住宅地図等に車線数、規制速度、対策状況、舗装面、歩道などの幅員の変動等を記載して、状況が変更する度に断面を記載する 。

エ　沿道状況の把握

評価区間ごとに、評価区間内に存在する住居等の属性、地域の残留騒音について調査を行う。

建物情報は、電子住宅地図（Zmap-TOWNⅡ　玖珠町）の最新版を購入し、更新を行う。更新後は推計を行い、報告すること。

オ　騒音発生強度の把握

上記アで示す別表に基づく13センサス区間については、下記に示す方法を用いて、騒音発生強度を把握する。

（ア）　騒音発生強度の把握手法1(沿道騒音レベルの実測により騒音発生強度の把握を行う区間)が2区間

（イ）　騒音発生強度の把握手法2(他の評価区間における沿道騒音レベルを準用可能な区間)が3区間

（ウ）　騒音発生強度の把握手法 3(自動車の交通量及び速度の実測結果により推計する区間)が0区間

（エ）　騒音発生強度の把握手法4(自動車の交通量が非常に少なく、評価区間で評価の対象となる全ての住居等について、環境基準の基準値を超過しないことが明らかな区間)が8区間

カ　沿道騒音レベルの測定

上記オ（ア）で示す2区間において各1地点を選定し、以下のとおり沿道騒音レベルの測定を行う。

（ア）　測定地点の選定

乙が「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」（環水大自発第110914001号平成23年9月14日環境省）を踏まえ、上記アにおいて見直しを行った「自動車騒音常時監視の実施計画書」及び令和3年度道路交通センサス調査結果に基づいて2地点を選定し、甲と協議を行うものとする。

（イ）　測定項目

a　昼間等価騒音レベル（$L_{Aeq、16h}$）

b　夜間等価騒音レベル（$L_{Aeq、8h}$）

c　時間率騒音レベル（L_{A5}、L_{A10}、L_{A50}、L_{A90}、L_{A95}）

d　最大値（L_{Amax}）

e　気象条件

（10分間交通量の調査時に実施　天候、風向、風速、気温、湿度）

f　10分間交通量

（騒音測定地点ごとに方向（上下）別・車種（大型・小型）別に、昼間及び夜間で各2回測定する。

g　平均走行速度

（10分間交通量の調査時に方向（上下）別・車種（大型・小型）別の走行速度を測定する。測定台数は10台程度とし、10台に満たない場合は得られた台数とする。）

（ウ）測定方法

a　測定日は、天気の安定した平日とする。

b　観測時間は、1時間とし、1時間ごと、1日24時間の測定とする。

c　実測時間は、原則として1時間とする。

d　降雨、降雪時は、測定を行わないこと。また、風速1m/s以上の場合はマイクロホンに防風スクリーンを付けることとし、風速5m/s以上の場合は、測定を中止する。

e　マイクロホンは、屋外に置き、住居等の建物の騒音の影響を受けやすい面を考慮して、原則として建物から2m以上の距離にある地点に設置し、高さは、原則として地上1.2mとする。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定する。

キ　騒音暴露状況の把握

評価区間ごとに、当該評価区間内のすべての住居等のうち、環境基準の基準値

を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより行う。

ク　環境基準の達成状況の評価

システムに上記イ～キの調査結果を入力し、今年度の評価対象道路について環境基準の達成状況の評価を行う。

なお、過年度に評価を実施した評価区間の取扱いは、以下のとおりとする。

（ア）　当該評価区間の沿道状況及び騒音発生強度の照査を行った結果が妥当と認められる区間については、過年度の結果を報告する。

（イ）　当該評価区間の沿道状況及び騒音発生強度の照査を行った結果が妥当と認められなかった区間については、次年度以降に見直すこととし、本年度の報告に含めるか甲と協議を行う。

(3) その他特記事項

ア　システムの使用について

システムの使用は、原則として、環境保全課執務室内で受託者が行うこととする。

イ　システムのアップデートについて

使用するシステムは、適宜最新版にアップデートを行うものとする。

6　管理技術者

(1)　受託者は、本業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、甲に通知するものとする。

(2)　管理技術者は、「大分県が発注する建設コンサルタント業務等(測量・土木コンサルタント・地質調査)における管理・照査技術者の資格要件について(通知)」(平成 30 年 11 月 30 日 公入管第 550 号の 1)で定めた資格を有する者でなければならない。

7　照査技術者

(1)　乙は、管理技術者とは別に、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、甲に通知するものとする。

(2)　照査技術者は、「大分県が発注する建設コンサルタント業務等(測量・土木コンサルタント・地質調査)における管理・照査技術者の資格要件について(通知)」(平成 30 年 11 月 30 日 公入管第 550 号の 1)で定めた資格を有する者でなければならない。

(3)　照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名押印のうえ管理技術者に交付するものとする。

8　提出書類

乙は、業務の着手及び完了にあたって、次の書類を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(1)　管理技術者及び照査技術者選任通知書
(2)　調査計画書
(3)　委託業務完了通知書
(4)　電子住宅地図（Zmap-TOWNⅡ　玖珠町）
(5)　その他甲が必要とする書類

9　打合せ等

(1)　業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者は甲と常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度乙が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

(2)　管理技術者は、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに環境保全課担当者と協議するものとする。

10　関係官庁への手続き等

(1)　乙は、業務の実施に当たっては、甲が行う関係官庁等への手続きに協力するものとする。

(2)　乙は、関係する官公庁との協議を必要とする場合、又は協議を求められた場合は誠意を持って対処し、その内容を議事録にまとめ、遅滞なく甲に届け出なければならない。

11　土地への立ち入り

(1)　乙は、本業務を実施するため、国有地、公有地または私有地に立ち入る場合は、甲と十分な協議を行い、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。

(2)　乙は、本業務を実施するため、他人の植物を伐採し、垣、さく等を除去し、又は土地もしくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ甲に報告するものとし、甲の指示を待って所有者の承諾を得るものとする。

12　貸与資料

本業務の遂行にあたり、甲は乙に以下のものを貸与する。

(1)　令和３年度道路交通センサスデータ
(2)　都市計画用途地域図等関係資料
(3)　その他業務遂行上必要と認められる資料

13　成果物の提出

(1)　委託業務結果報告書を作成し、電子データを提出すること。

(2)　委託業務結果報告書に綴じる測定結果報告書は、システムから出力した以下の物を含むものとする。

ア　環境省提出様式

イ　騒音測定地点及び評価対象道路・評価区間を示す位置図のGISデータファイル

ウ　騒音測定地点の詳細図(平面図・横断図)

(3)　測定結果の集計に当たっては、次の事項に留意すること。

ア　観測時間平均値は、除外音の影響による欠測時間区分のデータを除いた有効データを採用し、等価騒音レベルはエネルギー平均、時間率騒音レベルは算術平均により求める。

イ　基準時間帯平均騒音レベルは、有効な観測時間平均値を採用し、等価騒音レベルはエネルギー平均、時間率騒音レベルは算術平均により求める。

(4)　測定結果報告書には、測定結果、測定地点の位置を示す図、測定地点の写真、音圧レベル計量証明書を添付すること。

(5)　委託業務結果報告書、測定結果報告書、システムデータ(dorodb、ulayer)を収納した電子媒体(CD-ROM)１式を提出すること。

(6)　乙は、業務が完了したときは、本仕様書に示す成果物(照査報告書を含む。)を委託業務完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。

14　その他

受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき又は本仕様書に記載のない細部事項については、環境保全課担当者と速やかに協議し、その指示に従うものとする。